

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 6月4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主排気筒プロセス放射線モニタの仮設サンプリングラックにおいて、電源ケーブルと電工ドラムとのつなぎから煙が発生していることが認められたため、電工ドラムのケーブルをコンセントより取り外し及び消防署へ連絡。消防署員による現場確認の結果、「火災ではない」と判断された。今後原因を調査	A	6月4日公表 (PDF123KB)

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主蒸気配管圧力検出配管（A）と梯子保護枠（背かご）との接触による背かごの塗装剥離及び変形が認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	事務本館別館西側電線路排水ポンプ（2）点検時、絶縁抵抗不良が認められたため、当該ポンプを交換	D	
3	1号機	事務本館別館西側電線路排水ポンプ（1）点検時、定格電流値超えが認められたため、当該ポンプを交換	D	
4	1号機	原子炉建屋西側洞道排水ポンプにおいて、絶縁抵抗不良が認められたため、当該ポンプを交換	D	
5	1号機	中性子源領域モニタ（CH-24）定例試験時、警報「ペリオド短」用表示ランプの点灯不良が認められたため、当該ランプ表示回路等を点検・修理	D	
6	2号機	制御棒手動制御装置／制御棒位置指示装置・制御盤において、一時的な状態表示「制御装置故障」、故障表示「2系コントローラ軽故障」の発生が認められたため、当該装置を点検	D	
7	2号機	補助海水系硫酸第一鉄注入時のポンプ出口圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
8	2号機	残留熱除去（A）系潤滑油ポンプ（3A）出口圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
9	2号機	タービン補機冷却系熱交換器海水差圧計出口圧力検出配管ユニオン部において、水のじみりが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	2号機	所内ボイラ（B）スートフロア運転時、スートフロア供給蒸気止弁上部の逆止弁ユニオン部に水漏れ（1滴／7秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	4号機	原子炉建屋スチームドレンサンプ出口プロセス放射線モニタの出口フランジにおいて、パッキン外周部にひび割れが認められたため、当該フランジを点検・修理	D	
12	4号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ吸込圧力計において、銘板取付ネジの紛失が認められたため、当該ネジを取付	D	
13	4号機	中央制御室移動式炉内計装系制御盤において、冷却ファンに異音の発生が認められたため、当該ファンを点検・修理	D	
14	5号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）の過流探傷検査において、チューブ（2本）に判定基準外が認められたため、当該チューブに閉止栓を実施	D	
15	6号機	原子炉自動減圧系空気圧縮機（B）のローディング用電磁弁において、動作不良が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
16	集中環境施設	高温焼却炉設備グラニュール排出弁から下方シュート管内でグラニュールの詰まりが認められたため、当該部を点検・清掃	C	
17	集中環境施設	廃液濃縮系濃縮廃液移送ポンプ（B）において、吐出圧力の低下が認められたため、点検調査対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで